日調連発第１４９号
平成２８年９月７日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する
法律に基づく強制執行等における不動産登記嘱託について（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

別 添

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第１１３号
平成２８年２月２３日

法 務 局 長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律に基づく強制執行等における不動産登記嘱託について（依命通知）

標記について，別紙甲号のとおり最高裁判所事務総局民事局長から法務省民事局長宛てに照会があり，別紙乙号のとおり回答がされましたので，貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

別紙甲号

最高裁民一第１４１号
平成２８年２月１２日

法務省民事局長　殿

最高裁判所事務総局民事局長　菅　野　雅　之

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律に基づく強制執行等における不動産登記嘱託について（照会）

平成２８年１０月１日から消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成２５年法律第９６号。以下「法」という。）が施行されますが，被害回復裁判手続（法第２条第９号ロに規定するものに限る。以下同じ。）における不動産の登記嘱託書の記載については下記のとおりとするのが相当と考えるところ，いささか疑義がありますので，貴局の御意見を承知したく照会します。

なお，被害回復裁判手続に基づく登記嘱託においても，登記原因を証する情報として登記原因を裁判所書記官が証明した書面により提供する場合の登記嘱託書及び登記原因証明情報の取扱いについては，平成１７年２月２３日付け法務省民二第４９０号をもって回答されたとおりとします。

おって，本照会への回答につきましては，貴管下法務局及び地方法務局の登記官にその旨を周知いただくようお願いいたします。

記

法第２条第１０号に規定する特定適格消費者団体（以下「団体」という。）が被害回復裁判手続においてした強制執行又は仮差押えの申立てに基づく決定により，裁判所書記官が不動産について差押え又は仮差押えの登記嘱託をする場合，その登

法務省
28.2.12
第232号
民事局民事第二課

記嘱託書における登記権利者としては，法第３０条第２項第１号に規定する届出消費者又は法第２条第６号に規定する対象消費者ではなく，登記原因となる差押え又は仮差押えの決定において債権者とされた団体を記載する。

別紙乙号

機密性２

法務省民二第１１２号
平成２８年２月２３日

最高裁判所事務総局民事局長　殿

法務省民事局長

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律に基づく強制執行等における不動産登記嘱託について（回答）

本月１２日付け最高裁民一第１４１号をもって照会のありました標記の件については，貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお，この旨を法務局長及び地方法務局長に通知しましたので，申し添えます。